

## 知的財産権の保護強化動向に対する学術研究の立場からの検討

苗村 憲司  
慶應義塾大学 環境情報学部

高度情報化の進展する中で経済の持続的発展を図るために、財産的価値を持つ情報の創出を促進することが重要である。この意味で、先進国が知的財産権の保護強化政策をとることには合理性がある。しかし、その制度設計によっては、学術研究の発展に大きな打撃を与える恐れがある。これを避けるためには、学術研究を知的財産の「付加価値拡大再生産活動」ととらえ、特許法、著作権法および新たに導入が想定されるデータベース保護制度等を通じた新たな理念を確立しこの理念に基づく枠組みを設定することが必要である。

### 1. はじめに

20世紀末を迎える地球は、自然環境、エネルギー、食糧等の重大な制約の下で、60億の人類を支える能力を失いつつある。しかも、21世紀の世界経済成長の中心的役割を期待されていた東アジア諸国は未曾有の経済危機に遭遇している。

この状態を脱却するためには、日本を含む先進国が社会活動の全面的かつ高度の情報化を推進し、さらに開発途上国が工業化よりも情報化を選択することが必要である。そうすることによってのみ、自然環境の悪化やエネルギー資源の枯渇を最低限に止めつつ、緩やかな経済発展を持続する可能性が人類に残されている、というべきだろう<sup>1</sup>。

高度情報化を推進するためには、あらゆる分野で情報を創出する必要があることはいうまでもない。特に、それが経済の回復と発展に寄与するものとなるためには、財産的価値を持つ情報の創出を促進することが重要である。

情報は、無体物としての特性のために複製したり再利用したりすることが容易であり、本質的に公共財としての性格を持ちやすい。それを許容するならば、情報を創出する者はこれによって経済的利益を得ることが困難となる。そこで、これらの情報をその創出者の独占的私権の対象とするた

"A study from the standpoint of scholarly research on the trend towards stronger protection of intellectual properties", by Kenji Naemura, Faculty of Environmental Information, Keio University, 5322 Endoh, Fujisawa, 252-8520, Japan (E-mail: naemura@sfc.keio.ac.jp)

<sup>1</sup>コンピュータにおいてソフトウェアがハードウェア機能の一部を代替してきたのと同様、社会活動のさまざまな面で情報が有体物を代替することが知られている。しかも、情報は主として人の知的活動の成果として得られるものであり、その創出にあたって消費する自然资源やエネルギー資源の量は、有体物(商品)を生産するための消費量に比較して微小である。

めの人為的な枠組みが必要となる。知的財産権制度はこのために存在するというべきだろう。

米国を始めとする先進国は、1980年代以来の政策として知的財産権の保護強化を進め成果を挙げてきた。1996年の米国の貿易統計[1]から、知的財産権許諾料金(royalties and license fees)の収支比(米国が許諾して受け取った金額に対して、許諾を受けて支払った金額の比率)を相手地域別に集計すると、EU(26%)、日本(25%)、カナダ(24%)、中南米(10%)、中近東(9%)、東欧(6%)、日本を除くアジア大洋州(2%)、アフリカ(1%)の順となる。この数値は、GDPよりも雄弁に各国の経済の実力を表しているといえないだろうか。そうであるなら、知的財産権保護の強度が経済力を規定する時代に入ることになる。

とはいっても、知的財産権の保護強化の結果が、学術研究や教育等の活性化に悪影響を生じることは避けなければならない。その理由は、それが非営利的公共的活動であるからだけではない。むしろ、それが知的生産活動の基盤であるからである。

本稿では、この立場から、特許権、著作権、および新たなデータベース保護制度案等、知的財産権の保護強化動向を概観し、学術研究活動の活性化を図るためにとるべき方策について検討する。

### 2. 特許権の保護強化動向について

#### 2.1 保護強化の動向

本年は、日本が工業所有権に関するパリ条約に加盟してから100年に当たる。パリ条約の背景には、国毎に異なる特許制度を統一し世界特許制度を導入しようとする試みがあった。それが失敗し

ため、各国の法制度の相違は許容した上で、外国人や外国企業にも内国民待遇を与えることを最大のねらいとして、この条約が発足した。

特許制度に関する国際的な整合は 100 年を過ぎた今でも大きくは進展していない。世界知的所有権機関 (WIPO) 事務局は 1984 年に特許調和 (ハーモ) 条約案を作成したが、先進国と途上国の対立に加え、当時の米国政府が検討を進めていた特許権保護強化 (pro-patent) 政策の一環として国際的議論を WIPO から他の場に移す戦略を進めたことも影響し、ハーモ条約案は死産してしまった。

その後、米国は戦略的に日欧との 3 極間交渉等を進め、先進国における権利保護強化の足並みを揃えてきた。ソフトウェアやバイオ関連の発明の特許適格性を認めること、登録前の異議申立てを廃止することなどがその例である。なお、米国は、前述のハーモ条約案で日欧の先願主義に変更することとされた米国固有の先発明主義を固守する代りに、国外の発明についても米国内と同様の「研究ノート」による発明日の証明を認めることにより内国民待遇の原則を順守する路線を選んだ。

さらに、ガット・ウルグワイラウンドの貿易関連知的財産権協定 (TRIPs) が成立し、1995 年発足の世界貿易機関 (WTO) の三つの理事会の一つが TRIPs を専門に担当することになった。TRIPs では、すべての技術分野を特許権保護の対象とすること、保護期間を出願日から 20 年 (以上) とすること、発明者の独占権を公共の利益等のために制限する強制実施権の設定条件を厳しくすることなどを定めている。これにより、途上国を含む権利保護強化の方向が確定した。

日本では戦後の経済発展と呼応して特許出願が増加し、1996 年には日本の新規登録特許数が初めて米国を上回り世界最大となった。同時に、当時の円高傾向を受けて製造業の海外移転が進んだ結果、国内製造業の空洞化が問題視される一方、海外子会社からの技術許諾収入が増加してきた。

この環境で、特許庁は産業界の代表を呼んで「21世紀の知的財産権を考える懇談会」(有馬座長)を開き権利保護強化の方針を議論した。その報告 [2] は、知的財産権の「広い保護」と「強い保護」、大学・研究所の「知的財産権振興」、「特許市場」の創設、「電子パテント」の実現等の積極的提言を行っている。この趣旨は 1997 年度以降の行政に反映され、また、審査運用指針の見直しも行なわれた。本

年 2 月に最高裁判所で初めて「均等論」を認める判断が示されたことも、同じ流れに沿ったものと見られる。

## 2.2 学術研究の立場から

日本が米国に十余年遅れて「プロパテント時代」に入ったこと自体は、合理的でありかつ必然的であったと思われるが、その結果、学術研究の立場から見てさまざまな課題が生じてきた。ここではその中から二三について述べる。

### 2.2.1 懇談会提言の影響

上述の提言 [2] では、「大学・研究所は、基本技術の研究開発を期待されているが、これまで知的財産権に対する認識は総じて低く、知的財産権に係る活動が活発であったとは言えない。今後は、研究者の『知的財産権』マインドを高めるとともに、成果を産業界へ円滑に技術移転していくことが求められている。」とし、権利化と技術移転のためのリエゾン機能を強化すること、特許等の知的財産権を研究活動の成果として論文に劣らず評価すること、国立研究機関の保有する権利の帰属及び実施に係る制度の見直しを行い研究者や民間企業のインセンティブを強めること、ベンチャー企業を起こしやすい制度にすることなどを提言している。この趣旨に誤りはないし、この通りに実施すべきだと思う。

しかし、研究分野によっては特許の対象となりにくくまた産業界の関心を得るのが困難な分野もある。いわゆる文系の分野はもちろん、理系分野の中でも純粹数学、理論物理、天文学、地球物理、生物学など該当する分野は多いだろう。しかし、これらの分野は、情報、エネルギー、地球環境、食糧、医療等、人類にとって極めて重大な課題を解決するための基礎となる学術分野である。提言を実施した結果、これらの基礎科学の研究に注がれる力と資金が減少するようなことは、何としても避けねばならない。

もう一つの懸念は、国立研究所や大学がその成果を権利化し技術移転によって研究費を回収するという論理のために、公的資金による研究費が削減される恐れはないか。これは、あくまでも杞憂であってほしい。知的財産の蓄積量の目安となる研究開発ストックの評価 (1994 年) によれば、日本は GDP の 11% であり米独の 16%, 18% よりも低い水準にある上に、フローとしての研究費 (1995 年)

の政府負担率 23%は、米独仏の 34~44%に比較して低過ぎる [3] からである。

### 2.2.2 特許の保護分野の拡大の影響

審査基準の見直しにより、従来は特許の対象とならないと思われていたソフトウェア設計やバイオ関連のアイデアが特許として認められるようになった。その結果、研究者から見て納得しにくい状況も発生している。数学的アルゴリズムや遺伝子の配列に関する意味内容が特許として権利化されたのもその例である。この結果、基礎的研究に従事する者にとって「モラルハザード」というべき状況が現れている。

また、ソフトウェア関連特許が増加すると、研究現場における特許権侵害の恐れが増大する可能性がある。

日本の特許法 69 条 1 項では「試験または研究のためにする特許発明の実施」には特許権の効力が及ばないと定められていることもあり、研究室では特許を産みだすことはあっても、特許権を侵害することはないと信じていた研究者が多いのではないだろうか。ソフトウェアとかかわりの少ない伝統的な研究室では、研究手段の大半は業者から購入したものであり、その中に第三者の特許が使われていたとしても業者がその実施許諾を得て製造し販売した段階で権利が消尽していたので問題はない。例外的に研究室で測定機等を自作する場合にも、それを長期間にわたって利用する場合は少なく、いわば使い捨てになることが多い。従って、第三者が特許侵害で研究者を訴えることは考えられなかった。

ところが、研究の手段としてソフトウェアを自作する場合は事情が異なるだろう。研究者自身または学生が努力さえすれば、市販のソフトに比べて品質や性能の劣らないソフトを作成することができる。そのソフトの設計の中で第三者の特許発明が利用されているかもしれない。それを研究室で継続的に利用し、さらには他組織にも配布するときに、69 条 1 項の条件に合致するかどうか、明らかでない<sup>2</sup>。

### 2.2.3 研究環境の電子情報化との関係

ハーモ条約案が不成立となり、先発明主義にござる米国への特許出願を予定して「研究ノート」

<sup>2</sup> 同様にして内部で作成したソフトを教育に利用する場合は、この条件に合うとはいえないだろう。

を導入した研究所もあると聞く。これは、漸く情報インフラの利用が始まったばかりの日本の研究機関に、ゲーテンベルク以前の筆記手段を再導入するアナクロニズムのように見える。米国がこれからも先発明主義を貫くならば、最新の情報セキュリティ技術を活用して発明日の証拠を記録する電子的公証システムを早急に実用化する必要がある。

先願主義との関係では、出願日以前に発明者が特定の学会等で発表した場合に特許法 30 条 1 項による「発明の新規性の喪失の例外」に該当することと、学会活動の一部がインターネット上に移行する傾向にあることとの関係を整理する必要がある。

研究、学会、特許処理のいずれも電子化される時代である。電子化以前の研究環境を前提に定められた法の規定を見直す時期が来ているのではないか。

## 3. 著作権の保護強化動向について

### 3.1 保護強化の動向

著作権制度は、15 世紀のゲーテンベルクの時代に起源を持ち、紙媒体に固定した文芸・美術作品の複製等に関する排他的許諾権としての財産的権利を中心構成されてきた。その後、建築、映画等も著作物としての保護対象に加えられることとなり、また、実演家、レコード (CD の原盤) 製作者、放送事業者等の仲介者にも「著作隣接権」を与える方向に進んできている。

1980 年代には、米国における訴訟を通してコンピュータプログラムやデータベースを著作物として保護する方向が確定し、日欧の著作権法もこれに合わせて保護範囲を拡大してきた。

歴史的な理由により、英米の著作権制度は日本を含む他の先進国の制度と理念上の相違がある。特に米国は 1886 年に創設されたベルヌ条約にも 100 年以上加盟せずに独自の路線を進んできた。しかし、1989 年に米国がこの条約に加盟して以来、急速に国際的な調和が進展した。TRIPs 協定が、途上国に対して、いわばモノの貿易を人質にすることにより、先進国と同様にコンピュータプログラムやデータベースを含む著作権保護制度の確立を求めたことは、特許の場合と同様、米国の保護強化政策に沿つたものであった。

さらに、米国の NII 構想において、ネットワーク上で流通するデジタル情報の財産的権利を保護するために、著作権制度の強化が重要課題として浮上

してきた[4]。EU および日本でもこれと歩調を合わせて検討が進み、1996 年 12 月には、ベルヌ条約の実質的な後継となる WIPO 著作権条約および実演とレコードに関する条約が成立した。

1998 年より施行の日本の改正法により、公衆送信権と並んで導入された送信可能化権はこの趣旨に沿ってインターネットの WWW に載せる行為等を著作者の排他的許諾権の一環としたものである。その他に、不正複製防止技術の回避や権利管理情報の改ざん等を違法とすること、現在は映画の著作物のみに適用されている頒布権の適用を拡大すること、保護期間を欧米並に延長することなどが予想される。

行政としては、日本複写権センターによる権利処理の推進、マルチメディア著作物の権利集中管理機構の設立なども検討している。

利用者の立場でこれらの施策を見ると、やみくもに権利を強化しているように見える。実際、コンピュータプログラムやデータベースを著作権法で保護するのは間違いだという利用者の主張が今でもよく聞かれる。さらには、電子化情報は極めて容易に複製できるから著作権法で保護しても無意味だという（無政府主義的?）主張や、情報を排他的権利の対象とすることに反対する（共産主義的?）主張も多い。

しかし、権利者の立場では状況が逆に見える。すなわち、以前に比べて利用者が著作物を複製・改変・再利用するための技術的手段が飛躍的に向上したために、権利者と利用者の利益バランスが崩れてしまった。これを補正するためには、法律および組織的対策が必要だというわけである。

最初に述べたように、高度情報化時代の日本が持続性のある経済発展を実現するためには、個人がその個性に基づいた知的生産活動に力を注ぎ経済価値のある情報を創出することが極めて重要である。米国では著作権ビジネスが GDP の 6% を占め、貿易赤字の 1/3 程度を相殺する役割を果たしている事実[4, note 426]も無視できない。従って、著作権の保護強化の方向を否定することは決して現実的ではない。むしろ、この方向には必然性があると考えるべきだろう。

### 3.2 学術研究の立場から

特許については、前に述べたように、技術分野の研究開発者が主として発明者の立場にあり、研究

者が特許を利用（実施）する立場に立つことは稀である。

これに対して、著作権については、研究者が著作者と利用者の両方の立場を備えている。しかも、多くの学会が掲載論文の著作権を著作者から譲渡することを条件としていたり、著作権に関して無関心であること[5]もあって、著作者としての研究者はその権利を十分に認識していない場合が多い。大半の研究者は、利用者の立場を重視し、著作権保護強化に反対する意見を持つよう見える。

このことは、決して偶然ではない。いかなる分野においても研究は学習の延長にあり、先人や同輩の成果を学びかつ利用して新たな成果を産み出す活動である。従って、（少なくとも非営利の）研究のために他人の著作物を複製したり翻訳したり再利用したりする行為は、出典を明記しさえすれば「公正な利用」（著作権法 1 条）に該当するという理解が一般的であるように見える。研究者の側では、「他の者の論文（プログラム、データベースを含む）を自由に複写できることとして理解されている」[6]のが実態であろう。さらに、著作権法 30 条 1 項の「著作物（…）は、個人的に又は家庭内その他これに準ずる限られた範囲内において使用すること（以下「私的使用」という。）を目的とする場合には、（…）その使用者が複製することができる。」という規定を拡張して、「研究目的のフォトコピーはここに入ると解釈している」という指摘[6]もある。

しかし、著作権法の条文を文字通り読むならば、学術研究のためなら他人の著作物を自由に利用して良いという（著作権を制限する）規定はない。30 条の規定に関する判例<sup>3</sup>でも「企業その他の団体において、内部的に業務上利用するために著作物を複製する行為は、（…）私的使用に該当しない」との判断をしており、学術研究を業務とする者がこの条文を理由にして無許諾で複製を行うことは認められないと解釈せざるを得ない。

現行法の条文で「研究」という単語が現れるのは次の 2 個所である。

「図書館等の利用者の求めに応じ、その調査研究の用に供するため、公表された著作物の一部分（…）を複製物を一人につき一部提供する場合」（31 条 1 号<sup>4</sup>）

<sup>3</sup>東京地判昭和 52 年 7 月 22 日「舞台装置設計図事件」

<sup>4</sup>この場合、「政令で定める（…）図書館等においては、（…）その営利を目的としない事業として、図書館等の図書、記録その他の資料（…）を用いて著作物を複製することができる。」

「公表された著作物は、引用して利用することができる。この場合において、その引用は、公正な慣行に合致するものであり、かつ、報道、批評、研究その他の引用の目的上正当な範囲内で行なわれるものでなければならない。」(32条1項)

従って、研究者が他の利用者に比べて特別な位置にあるのは、公的な図書館の蔵書等の一部をコピーする場合のみである<sup>5</sup>。引用については、「その他」の目的も含めて目的上正当な範囲で行なわれることが条件になっており、研究者の場合に特別に条件が緩和されるとは書いてない。

これに対して、ベルヌ条約は、9条2項において「特別の場合に、複製が著作物の通常の利用(exploitation)と衝突(conflict)せず、著作者の正当な利益を不当に害することがないこと」という3段階テストを条件として複製を許容する立法を認めている。WIPO著作権条約の10条もこの規定を引き継いでいる。

米国の著作権法は、107条の公正利用(fair use)条項の中で、「教育、学術、研究」を含む利用形態についてそれが公正利用に相当するかどうかを判断する基準を次の4点と定めている。(1)利用の目的と性質(商用か、非営利の教育目的か、など)、(2)著作物の性質、(3)著作物の中で利用された部分の量と重要性、(4)その利用が著作物の潜在的市場に与えた影響。

また、NIIに向けた著作権保護強化を進めるのと並行して、デジタル(マルチメディア)著作物に関する公正利用のあり方を議論する協議の場を設定し、広範な関係者間で意見を交換した上で暫定的なガイドラインを設定した[7]。その中で教育機関における利用の中に学術研究目的の利用も含めているのは当然といってよい。

欧州では、大半の国の現行法において教育と研究を目的とする複製は著作権の制限規定(無償または有償)に含まれている。1995年以来、デジタル・ネットワーク環境に合わせてEU加盟国の著作権法の調和を推進することをねらいとして、著作権の制限規定に関するオープンな協議[8]が行なわれ、その結果、著作権制度に関する指令案[9]が作成され公表されている。その5条では、EU加盟国の著作権法において制限規定としてよい項目の一つとして「教育のための説明(illustration)または学術研究を

<sup>5</sup>とはいって、図書館の運用上では研究者と他の人を区別しているとは見えない。

目的とする利用」が含まれる。

以上の状況から、日本の著作権法を早急に改正し、非営利の研究を目的とする複製等の利用を著作権の制限規定として追加することが適切と考えられる。この点について、日本が欧米に比較してより強く著作権者の権利を保護し利用者の利用を制約する理由は存在しないし、国内の関係者の認識は上述の通りだからである。

このほか、図書館の電子化の影響についても学会の存在意義と併せて明確化する必要がある[5]。

## 4. 新たなデータベース保護制度について

### 4.1 制度の検討状況 [10]

#### 4.1.1 データベースの新たな保護の必要性

1970年代の米国で商用データベースが成熟しつつある頃、フランスでは「ノラ・マンク・レポート」が米国支配の危険性を指摘しデータベース開発政策を提唱した。日本でもやや遅れてデータベース整備の重要性が認識され、財団法人データベース振興センター、学術情報センターの設立、科学研究費による学術データベース作成費補助等の施策が実施してきた。

しかし、データベース市場における米国と他国の格差は拡大するばかりである。インターネットの世界規模の普及はこの格差を解消する可能性を秘めているが、現在はむしろその拡大に貢献しているように見える。1996年のオンラインデータベースの市場規模は、米国が117億ドル(GDPの0.2%)であるのに対し、欧州は52億ドル(GDPの0.08%)、日本は2000億円(GDPの0.04%)といわれる。

データベースの中で、その素材となる情報の選択または体系的な構成について創作性を持つものは、上述のように著作権制度によって保護される。

しかし、著作権の要件となる創作性のレベルは、国によって異なる。例えば、英国で著作物として認められる創作性のレベルはかなり低く、苦心をしたり手間をかけて(「額に汗」をして)初めて作成したものは創作性ありとする学説もあった。これに比較して独仏で著作権保護を受けるには、比較的高いレベルの創作性が要求される。その結果、著作権による保護の可否は各国の裁判で決することになっていた。例えば電話番号簿が著作権で保護できるかどうかが争われる例が多い。1991年、米国最高裁で出されたFeist判決は、電話番号簿の

著作権保護に関して「額に汗」理論を否定するものであった。この後、欧州でも「額に汗」理論を否定する学説が有力となった。

データベースの場合も、その素材となる情報の選択または体系的な構成に関する創作性の評価が困難であり、著作権法によって不正使用を防止できる可能性が疑わしくなった。素材自体に著作権がない場合が特に問題になる。例えば、電話番号簿データ、部品データ、地球観測データ、地理データ、フリーソフト集（ウィルス検査に膨大なコストが必要）などの事例が挙げられている。

さらに、体系的構成により創作性を持つデータベースの著作物でも、その素材をすべて複製して新たな体系的構成のデータベースを作成する競争相手に対して著作権行使することはできないという問題もある。

#### 4.1.2 欧州のデータベース指令

欧州では、この状況を改善するためにはデータベース作成のための投資を促進する必要があると判断し、その投資をした者に新たな法的保護を与える制度を導入した。この権利は、1996年3月に公布されたEUの「データベースの保護に関する指令」[11]では、「独自の権利（sui generis right）」と呼ばれる。その骨子は次の通りである。

(1) 保護対象: 電子的および非電子的なデータベース

(2) 権利者: データベースの作成者（実質的な投資を行った者）

(3) 権利の内容: そのデータベースの実質的部分（入手・検証・提示で実質的投資の伴う部分）について抽出（データベースにアクセスする行為）および再利用（抽出したデータを転送・転売・編集・加工する行為）を許諾 [するかしないかを決定] する排他的の権利

(4) 保護期間: 15年間

(5) 相互主義: EU域外で作成されたデータベースは、その国に同様の法制度がある場合にのみ保護される。

#### 4.1.3 その後の展開

米国でもこれに対抗する法案H.R.3531が直ちに下院に提出された。また、欧米からの提案を受けて、WIPOにおいても条約案が急遽作成された。しかし、学術研究関係者、図書館関係者等から強い反対意見が出されたため、H.R.3531は廃案となり、WIPO

の議論も保留となった。その後、約1年をかけて関係者の調整を行なった後、1997年10月に下院にH.R.2652「情報収集物剽窃防止法案（Collections of Information Antipiracy Act）」が提案された。この法案では、実質的投資をかけて作成したデータベースから許諾を得ずにその全部または実質的部分を抽出したり利用したりする行為を規制する趣旨においてH.R.3531と類似している。しかし、投資をした者に排他的許諾権を付与する形式ではなく、その市場に被害を及ぼすような不正使用行為を禁止するという点で、むしろ不正競争防止法の考え方方に近い。

その中では、非営利の教育・学術研究用途等について権利制限を設けたこと、連邦・州・地方政府のデータベースには保護が及ばないことを明記していることなど、H.R.3531への反対意見を考慮した跡が伺える。本法案について、1997年10月と1998年2月の2回の公聴会が開かれ、賛成意見と反対意見がほぼ同数ずつ発表された。提案者は、これを受けて法案を修正した結果、5月19日に下院を通過し、20日に上院に通知された。原案に対する修正点には次の項目が含まれる。

(1) 保護期間を15年間に限定した。

(2) 例外規定の中で、政府関係機関の作成するデータベースでも当該機関の担当外のものや国立・州立の教育機関の作成するものは例外にならない（保護される）ことを明記した。

(3) 非営利の教育・研究機関、図書館等における利用については、賠償金の免除または軽減の可能性があること、および刑事罰は適用しないことを明示した。

その後、7月には、上院にはほぼ同内容の法案S.2291が提案されている。

米国では、学術研究の立場からNational Research Councilを中心とする検討が進み、この制度に反対する意見[12]を明確に主張している。国際的学術関係団体[13]から、WIPOに対しても同様の意見が出されている。

日本では、1997年11月から通産省の産業構造審議会配下および文化庁の著作権審議会配下での問題の検討が始まった。両審議会とも、現在のところ明確な方針を示していないが、新たな法制度の導入を強く主張する者がいないことから、慎重な対応をとる可能性が高い。

本年4月に両委員会の検討結果を基に日本の檢

討状況をまとめ WIPO に提出した。WIPO 事務局は各国からの提出内容を整理して公開する段取りである。

#### 4.2 学術研究の立場から

日本学術会議情報学研究連絡委員会では、学術データベースの整備を促進する立場から検討を継続してきたが、それに関連して米国 NRC の議論に注目するようになった。そして本年 3 月に基本的な意見をまとめ、対外報告 [14] として公表した。その中では、「科学の発展のためには、データが自由に利用できるように公開されていることが必須の条件である」ことを確認した上で、「sui generis(…制度)の導入は学術データの自由の自由な利用を制約し学術研究の発展を阻害する恐れがある。この問題に対する政策的方向決定には、公的資金によって得た学術データの公開・共有の原則を充分に尊重すべきである」と指摘している。

また、社団法人日本工学アカデミー情報専門部会は、学術・研究のためのインターネットの活用上の課題について検討してきたが、その中でデータベースの拡充が重要であることが明らかになった。この間、米国工学アカデミーから意見照会を受けたこともあってデータベース保護制度の意義と課題についても検討する必要性を認識し、1997～1998 年度の検討項目として設定した。このために設置された WG では、学術・研究の立場から主張すべき事項を次の 5 項目に整理し、知的財産研究所の委員会等を通して 1997 年 9 月の WIPO 会議に向けて日本の立場への反映を図った。

(1) もしも保護制度を新設する場合には、学術・研究分野が最も大きな被害を受ける可能性があることに留意し、その意見を十分に調査し尊重すること。

著作権制度と異なって、sui generis 制度は学術や文化の発展に寄与することではなくデータベース産業の振興を主目的とし、その作成に大きな投資をした者の権利を保護する制度となることが予想される。従って、教育・研究分野における利用についての権利制限規定を設けることの必然性はないものと判断される恐れがある。しかし、学術・研究においてデータベースを利用する者は極めて重大な影響を受け、その結果、学術・研究の発展に支障をきたす可能性が大きい。

(2) もしも保護制度を新設する場合に、データ

ベース作成者がそのデータベース内のデータに関する権利を主張するばかりでなく、さらにそれから派生する知見までにも権利を主張するということがないよう、明確な歯止めを設けること。

数値データの集合である統計データベース、辞書ないしは文例の集合体であるコーパスなどを利用して、データマイニングの手法により新しい知識を獲得した場合、その知識に対してまで、元の sui generis 権者が権利を主張するということが考えられる。

現在、企業等の情報システムではデータウェアハウスという経営情報手法が脚光を浴びており、大量の生データが蓄積されるようになっている。今後、経済・経営データ、物理・化学・医学・工学等での実験データ、気象衛星等からの観測情報など、各方面で大量の生データの組織的な蓄積が進むと思われる。これらの情報に対してデータマイニングを行う際に、上記のような問題が出てくる可能性がある。

実際、学術論文の引用索引データベースを用いて、国際的な観点から、わが国の理工学分野の力量を評価しようとした際に、データベース作成元の会社が分析結果の公表に関して一定の条件付けたという事例がある。このような場合、学術的な使用においても、権利者の了解を得る必要はあるが、分析結果の公表などに対して、データベース事業者が関与することには問題があるといえる。

(3) 非電子的データベースにも新たな保護制度を導入することは不必要であるばかりでなく、学術・研究の立場から見れば危険であること。

学術・研究の現場においては、統計資料や測定データ集等の多様な編集物が印刷媒体の形態で利用されてきた。これらの非電子的データ類までも新たな権利の対象とすることは、学術・研究の伝統的な開放的雰囲気を閉鎖的なものに変容させる恐れがある。その結果、学術・研究の進歩を妨げる可能性が大きい。

(4) もしも保護制度を新設するとしても、排他的権利ではなく、不正競争防止を目的とする制度とするか、報酬請求権とするなどの代替案を優先的に検討すること。

(5) もしも保護制度を新設するとしても、学術・研究目的のための利用について権利制限規定を設けること。

## 5. おわりに

高度情報化の進展する中で経済の持続的発展を図るために、財産的価値を持つ情報の創出を促進することが重要である。この意味で、先進国が知的財産権の保護強化政策をとることには合理性がある。しかし、その制度設計によっては、学術研究の発展に大きな打撃を与える恐れがある。

とはいっても、学術研究のための利用を聖域のようにとらえることは、現実的ではない。むしろ、学術研究を知的財産の「付加価値拡大再生産活動」ととらえ、特許法、著作権法および新たに導入が想定されるデータベース保護制度等を通じた新たな理念を確立しこの理念に基づく枠組みを設定することが必要だと思う。

例えば、大学では「アカデミック・クレジットポイント制度（仮称）」を導入し、知的生産物を創出して公開すればクレジットポイントを積み上げ、利用すればそれを減算するという処理を行なうこと、その実績を教育・研究機関の評価に組み入れて公開することなどを検討すべきではないだろうか。

いずれにせよ、大学を始めとする教育・研究機関の関係者が自らの問題として真剣に対策を模索し、オープンな場で協議することが必要である。

## 参考文献

- [1] Survey of Current Business, October 1997, p.119
- [2] 「21世紀の知的財産権を考える懇談会報告書～これからは日本も知的創造時代～」，特許庁，1997 (<http://www.jpo-miti.go.jp/siryo/21cen.htm>); 荒井寿光「これからは日本もプロ・パテント（特許重視）の時代」，発明協会，1998
- [3] 「平成10年版通商白書（総論）」，p.184,185
- [4] “Intellectual Property and the National Information Infrastructure – The Report of the Working Group on Intellectual Property Rights – Bruce A. Lehman, Chair”, Information Infrastructure Task Force, 1995-09-05 (<http://www.uspto.gov/web/offices/com/doc/ipnni/>)
- [5] 倉田敬子，他「電子情報環境下における学術情報流通と著作権」，慶應義塾大学文学部図書館・情報学科共同研究報告書，1998-03
- [6] 名和小太郎「公共的アプリケーションの著作権」，情報管理 40 卷 12 号 p.1120, 1998-03
- [7] “Report to the Commissioner on the Conclusion of the First Phase of the Conference on Fair Use”, 1997-09 (<http://www.uspto.gov/web/offices/dcom/olia/confu/conclutoc.html>)
- [8] “Consensus Forum Report ‘Rights, Limitations and Exceptions: Striking a Proper Balance’ 1998-01 ([http://www.imprimatur.alcs.co.uk/IMP\\_FTP/exptforu.pdf](http://www.imprimatur.alcs.co.uk/IMP_FTP/exptforu.pdf))
- [9] “Proposal for a European Parliament and Council Directive on the harmonisation of certain aspects of copyright and related rights in the Information Society”, COM(97)628, 1997-12-10 (<http://europa.eu.int/comm/dg15/en/intprop/intprop/copyen.pdf>)
- [10] 苗村憲司「データベースの新たな保護制度」，情報の科学と技術 48 卷 8 号 p.460, 1998-08
- [11] Directive 96/9/EC of the European Parliament and of the Council of 11 March 1996 on the legal protection of databases, OJ L77 p.20 ([http://europa.eu.int/eur-lex/en/lif/dat/en\\_396L0009.html](http://europa.eu.int/eur-lex/en/lif/dat/en_396L0009.html))
- [12] National Research Council, “Bits Of Power – Issues in global access to scientific data”, National Academy Press, Washington, D.C. 1997 (<http://www.nap.edu/readingroom/books/BitsOfPower/>)
- [13] ICSU/CODATA Group on Data and Information, “Position Paper On Access To Databases” 1997-09 ([http://www.codata.org/programs/codata/data\\_access/wipo.pdf](http://www.codata.org/programs/codata/data_access/wipo.pdf))
- [14] 日本学術会議情報学研究連絡委員会報告「データベースに関して新たに提案されている知的所有権について」，1998-03-31 (<http://www.nichigaku.go.jp/data17-t1.html>)